

提出するものとする。

(要求水準書等の未達に関する責任)

第10条 設計企業および、建設企業および工事監理企業は、公共施設について要求水準書等の未達が発生した場合（公共施設の契約不適合を含む。）、発注者の指示に従い、当該未達状態に関して当該企業が負う義務を負担するものとし、当該企業間における責任分担については別途当該企業間で調整を行うものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 発注者および受注者は、他の当事者の承諾がない限り、基本契約上の地位ならびに基本契約上の権利および義務の全部または一部について、第三者への譲渡または担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第12条 発注者および受注者は、本事業または基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者または受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者および受注者が、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者および受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者または受注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者および本事業に関する受注者の下請企業または受託者に開示する場合
- (5) 発注者が本事業にかかる各業務を受注者以外の第三者に請け負わせもしくは委託する

別紙 1

定義集

カ- ~~「基本契約」とは、県と企業グループとの間の令和〇年〇月〇日付滋賀県衛生科学センター整備事業基本契約書をいう。~~

「基本設計」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「基本設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が基本設計上作成する設計図書をいう。

「建設期間」とは、工事請負契約の成立の日から建設工事完了日または工事請負契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「建設企業」とは、●●をいう。

「建設業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「建設業務費」とは、工事請負契約に基づく建設業務の履行に対して県が**建設企業に対して**支払う、「工事請負契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「建設工事完了日」とは、工事請負契約に基づいて建設業務完了後の公共施設の県への引渡し完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、令和〇年〇月〇日または工事請負契約に基づき変更された公共施設の引渡しを行う予定日をいう。

「工事請負契約」とは、県と建設企業との間の令和〇年〇月〇日付滋賀県衛生科学センター整備事業工事請負契約書をいう。

「工事監理業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「工事監理業務費」とは、工事監理委託契約に基づく工事監理業務の履行に対して県が**工事監理企業に対して**支払う、「建築工事監理業務委託契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「構成員」とは、代表企業、●●および●●を個別にまたは総称していう。

サ- 「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「滋賀県衛生科学センター」とは、要求水準書に従い建設企業が建設する施設およびその付帯設備をいう。

「事業契約」とは、設計委託契約、工事請負契約および工事監理委託契約の総称をいう。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「実施設計」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「実施設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が実施設計上作成する設計図書をいう。

「設計企業」とは、●●をいう。

「設計業務」とは、要求水準書に規定された業務をいう。

「設計期間」とは、設計委託契約の成立の日から設計業務が完了した日または設計委託契約が終了する日のいずれか早い日までの期間をいう。

「設計業務費」とは、設計委託契約に基づく設計業務の履行に対して県が~~設計企業に対して~~支払う、「建築設計業務委託契約書」に規定された費用およびこれに係る消費税を加算した額をいう。

「設計委託契約」とは、県と設計企業との間の令和〇年〇月〇日付滋賀県衛生科学センター整備業務委託契約書をいう。

「設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が作成した基本設計図書および実施設計図書についての設計に関する図書をいう。

タ・「代表企業」とは、●●をいう。

「提案書類」とは、企業グループが本事業に係る公募手続において県に提出した応募提案、県からの質問に対する回答書その他企業グループが基本契約締結までに県に提出した一切の書類をいう。

~~「事業契約」とは、設計委託契約、工事請負契約および工事監理委託契約の総称をいう。~~

ナ・「入札説明書」とは、本事業に関し令和7年6月17日に公表された入札説明書および入札説明書の添付資料ならびに別添資料（公表後の追加および変更を含む。）をいう。

「入札説明書等に対する質問および回答書」とは、入札説明書および要求水準書の公表後に受け付けられた質問およびこれに対して県が令和〇年〇月〇日に公表した県の回答を記載した書面をいう。

ハ・「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、または騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者および企業グループの責任者によっても予見し得ず、もしくは予見してもその損失、損害または障害発生防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、法令等の変更は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、もしくは通達・行政指導・ガイドライン、または裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、もしくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

~~「本事業」とは、滋賀県衛生科学センター整備事業をいう。~~

ヤ・「要求水準書」とは、入札説明書記載の公告時交付資料リスト上の F-01（提供後の追加および変更を含む。）をいう。

「要求水準書等」とは、基本契約、設計委託契約、工事請負契約、工事監理委託契約、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問および回答書および提案書類を総称していう。

別紙2

事業日程

(1) 事業契約の締結

設計委託契約 令和〇年〇月〇日

工事請負契約 令和〇年〇月〇日

工事監理委託契約 令和〇年〇月〇日

(2) 設計期間 議会の議決を得た日～令和〇年〇月〇日

(3) 建設期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(4) 建設工事完了予定日 令和〇年〇月〇日

(5) 引渡し予定日 令和〇年〇月〇日